

深谷市議会タブレット端末使用基準

(目的)

第1条 この基準は、市議会が貸与したタブレット端末（以下「タブレット端末」という。）について、本会議、常任・特別・議会運営・議会だより編集委員会、議員全員協議会等の会議（以下「会議」という。）及びその他の議員活動における使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(タブレットの端末の貸与)

第2条 議長は、議会における情報伝達の迅速化や情報共有化など、議会事務の効率化を図るため、市議会議員及び議会事務局職員（以下「使用者」という。）にタブレット端末を貸与する。

2 前項の規定による使用者でなくなったときは、速やかに固有のデータを削除し、タブレット端末を返却しなければならない。

(タブレット端末の管理)

第3条 使用者は、タブレット端末を善良な管理者として、次の各号のとおり適切に管理するものとする。

(1) 第三者（家族を含む。）に貸与し、又は譲渡してはならない。

(2) アプリケーションソフトの追加については、自らの責任において行うものとする。ただし、追加したアプリケーションソフトの負荷によりタブレット端末の動作に影響が出ないようにするものとする。

(3) 議長の下承を得ることなく、オペレーションソフトのアップデートを行ってはならない。

2 使用者は、タブレット端末の盗難、紛失等の事故が生じた場合は、速やかに議長に報告するものとする。

3 使用者は、議会事務局との円滑かつ迅速な情報伝達のために、可能な限りタブレット端末を携帯するものとする。

(遵守事項)

第4条 使用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) SNS等を利用した情報の受発信は、使用者の責任において行うこと。
- (2) データの正確性を保持し、データの紛失、き損等の防止に努めること。
- (3) 個人情報の漏えいがあったときは、速やかに実情を把握するとともに、議長に報告し、必要な措置を講ずること。

(禁止事項)

第5条 タブレット端末の使用にあたって、次の各号に掲げる事項については、これを禁止するものとする。

- (1) 個人情報並びに市議会及び市において公開されていない情報を開示すること。
- (2) タブレット端末（ソフトを含む。）の改造及び交換を行うこと。
- (3) 有料のアプリケーションソフトを追加すること。
- (4) 国外でデータ通信を行うこと。
- (5) その他議長が定めたこと。

(会議中の禁止事項)

第6条 会議にタブレット端末を持ち込んで使用する場合は、次に掲げる事項について、これを禁止するものとする。

- (1) 写真の撮影、会議を録音・録画すること。
- (2) 音声や操作音等、タブレット端末から音を発すること。
- (3) 審議及び審査中の情報を外部へ発信すること。
- (4) その他、当該会議の目的外に使用すること。

(セキュリティ対策)

第7条 使用者は、市の情報及び会議システムの保全措置に関し、積極的に協力し、誠実に対処しなければならない。

- 2 タブレット端末を使用するときはパスワードを設定し、パスワードの管理を適正に行わなければならない。

(賠償の義務)

第8条 タブレット端末の破損、故障または紛失により有償の措置が必要となった場合は、議会事務局で対応するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、その原因が使用者の故意又は重大な過失による場合は、当該使用者は、修理等にかかる費用を負担しなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要項は、令和2年11月17日から施行する。